

財団法人華山会寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人華山会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県田原市田原町巴江12番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、渡辺華山の封建的幕藩社会における武士、儒者、蘭学者、画家としての活躍を顕彰し、その生涯における作品その他資料を調査。研究するとともに、これらの作品を収集管理して一般に公開することにより本県の文化意識の高揚を図り、もって社会教育の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 渡辺華山に関する調査研究
- (2) 渡辺華山に関する講習会及び講演会等の開催
- (3) 渡辺華山に関する刊行物の発行
- (4) 渡辺華山に関する作品その他関係資料の展示及び保存
- (5) その多目的を達成するため必要な事業

第3章 資産及び会計

(資 産)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄 付 金
- (5) 補 助 金
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で、基本財産に繰入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

- 2 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決に基づいて確実な有価証券を購入するか、定期郵便貯金とするか、確実な信用金庫に信託するか又は定期預金として理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、愛知県教育委員会の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決を経て、愛知県教育委員会に届出なければならない。

- 2 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も、前項と同様とする。

(事業法団、収支決算及び剰余金の処分)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産も黒く、貸借対照表、事業報告書及び財産増減理由書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後3月以内に愛知県教育委員会に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越すものとする。

(借入金)

第12条 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）をしようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、愛知県教育委員会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員の数)

第 14 条 この法人には、次の役員を置く。

理事 5 名以上 7 名以内 (うち、理事長 1 名、常務理事 1 名)

監事 2 名

(役員を選任)

第 15 条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長 1 名及び常務理事 1 名を定める。

2 理事の選任に当たっては、理事のいずれか 1 人とその親族その他特別の関係のある者の合計数が理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3 監事には、この法人の理事 (その親族その他特別の関係のある者を含む。) 又は職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互にその親族その他特別の関係があってはならない。

4 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(理事長の職務及び職務代行者)

第 16 条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

(理事の職務)

第 17 条 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 18 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の業務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は愛知県教育委員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期及び解任)

第 19 条 この法人の役員任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 役員にこの法人の役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるときは、その任期中であっても理事会及び評議員会において、理事及び評議員の現在数のそれぞれ 4 分の 3 以上の議

決によりこれを解任することができる。

(役員報酬)

第 20 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

(評議員の定数、選任、任期及び解任)

第 21 条 この法人には、評議員 9 名以上 15 名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 評議員の選任に当たっては、役員のうちいずれか 1 人とその親族その他特別の関係のある者の数又は評議員現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

4 第 19 条の規定は、評議員に準用する。この場合において「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第 22 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について助言する。

(委員会及び委員)

第 23 条 この法人は、理事会の議決専門事項を調査、審査するため委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事長が理事会の同意を得て委嘱する。

3 委員会及び委員に関する必要事項は、理事長が定める。

(議員)

第 24 条 この法人の業務を処理するため職員をおく。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は有給とする。

第 5 章 会 議

(理事会の招集)

第 24 条 理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するには、各理事に対し、会議の目的たる日時及び場所を示して、会議の 5 日前までに到着するように、文書をもって通知しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数)

第 26 条 理事会は理事現在数の 3 分の 2 以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事

の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、当該議事についてあらかじめ書面をもって表決することができる。この場合において、前 2 項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(諮問事項)

第 27 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 不動産の買入れ又は基本財産の一部処分若しくは担保提供についての事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長が必要と認めた事項

- 2 前 2 条の規定は、評議員会に準用する。この場合において「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と、それぞれ読み替えるものとする。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事において、議長は次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の指名
- (4) 書面表決をした理事の指名
- (5) 議決事項
- (6) 議事の経過要旨及び発言者の発言要旨

- 2 議事録には、議長及び出席理事の中からその会議において選出された議事録署名 2 名以上が署名しなければならない。

- 3 前 2 項目の規定は評議員会に準用する。この場合において「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 29 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において理事及び評議員の現在数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を経、かつ、愛知県教育委員会の認可を受けなければ変更することがない。

(解 散)

第 30 条 この法人の解散は、理事会及び評議員会において理事及び評議員の現在数のそれぞれ 4 分の 3 以上の同意を経、かつ、愛知県教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 31 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において理事及び評議員の現在数のそれぞれ 4 分の 3 以上の同意を経、かつ、愛知県教育委員会の許可を受けて、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 7 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 32 条 この法人の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし他の法令により、これに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 許可、認可等に関する書類
 - (3) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (4) 財産目録
 - (5) 資産台帳及び負債台帳
 - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (8) 処務日誌
 - (9) 官公署往復書類
 - (10) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項の書類及び帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項第 6 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 8 号から第 10 号までの書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

(細 則)

第 33 条 この寄附行為施設についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 この法人の寄附行為は、愛知県教育委員会の設立許可の日から施行する。